

H30.1 発行



墨坂中3年 片桐未結さん

新しい3つの法を みんなで考えよう

「部落差別解消推進法」が施行されました！

この法律では、いまだに部落差別が存在することが明記され、差別解消の推進を図ることが求められています。一人ひとりの力でこの理不尽な差別をなくし、明るい社会の実現に努めなければなりません。**まずは、この法律を読んでみましょう。**



第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条（基本理念）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第三条（国及び地方公共団体の責務） 責務を有するとともに、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める

第四条（相談体制の充実） 部落差別に関する相談に、的確に応じる体制の充実を図る

第五条（教育及び啓発） 部落差別を解消するため、必要な教育・啓発活動の充実が規定された

第六条（部落差別の実態に係る調査） 施策の実施に資するため、実態に係わる調査を行う

（平成28年12月施行）

情報化の進展に伴っての状況の変化とは？

インターネットによる人権侵害が急激に増大しているということです。インターネットは、匿名の世界で、だれもが簡単に発信でき、簡単に見られ、**間違った無責任な情報が拡散**したら大変なことになります。効果的な学習や啓発で部落差別を防がなくてはなりません。



部落問題は教えない方がいい、そっとしておけば…？

何もしないでにおいてこの問題が自然に解決していくのでしょうか。

学習することによって「かえって差別意識を抱く」のではなく、噂や吹聴などで間違った知識を植えつけられ、差別が広がるのです。大事なことは、「**しっかりした学習をして、正しい理解をし、問題に出会っても差別しない人**」になっていくことではないでしょうか。また、「何もしないでにおいて」ということは、現に差別に出会っていて悲しく苦しい思いをされている方に「なくなるまで我慢して」と言っていることになります。

あなたが、もし被害を受ける立場だとしたら受け入れられることでしょうか。

あいさつと
笑顔でつながる心の輪
豊丘小5年 春原ひなのさん

「障害者差別解消法」の施行から2年が…

※「障害者」の表記について、国の法令であるため、そのままの表記となっています

この法律では、**不当な差別的扱いを禁止し、合理的配慮の提供**を求めています。

「**不当な差別的扱いの禁止**」とは、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

また、障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。「このバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを「**合理的配慮**」といいます。（平成28年4月施行）

法が施行されて、もうすぐ2年が経過しようとしています。その状況はどうだろうか？

障がいを理由に
遊園地の乗り物を
拒否された

店の入口に物が
置いてあり、車いすでの
通行が困難

車いすで観光船に
乗ることを断られた
など

差別的扱いや周囲の理解・配慮不足からくる相談が、1年間で2,834件寄せられていたとの報道もありました。（H29.4 NHK「都道府県など121の自治体アンケート」）

ただ、**そうした相談をきっかけに**改善に取り組む市町村や事業所が多くあります。互いに、この法を理解しあい、問題解決に向けて**一緒に考えていく**ことが大事になります。障がいのある人の声に耳を傾けていくことが、だれもが暮らしやすい社会をつくるための「気づき」につながるのではないのでしょうか。

障がいのある人もない人も、だれもが自分らしく活躍できる社会の構築をめざしましょう。

「ヘイトスピーチ解消法」を知っていますか？

ヘイトスピーチとは、人種や国籍、民族、宗教などを理由に差別意識や偏見を抱き、言葉で憎しみをあおったり、表現することであり、こうしたヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした法律が、平成28年6月から施行されています。

その後、抑止等に取り組む自治体の要望を受け、**法務省ではヘイトスピーチの具体例を示しました。**

- ・「〇〇人は殺せ」などの脅迫的言動
- ・ゴキブリ等の昆虫や動物、物に例えての著しい侮辱
- ・「出ていけ」「祖国へ帰れ」等の排除をあおる文言

自治体とともに市民一人ひとりが、この**法の理念**をしっかり理解し、**差別的な言動を許さない**地域社会を創造していきましょう。

これからに必要な国際感覚、人権意識とは何かをともに考え、身につけていきましょう。



東中1年 中山起希さん